

大阪高等・地方・簡易裁判所当直規程

(目的)

第1条 大阪高等裁判所、大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所の執務時間外における事務の処理及び庁舎等の管理のために当直を置く。

(掌理者)

第2条 当直に関する事項は、大阪高等裁判所にあっては大阪高等裁判所事務局長に、大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所にあっては大阪地方裁判所長に、それぞれ掌理させる。

2 大阪高等裁判所事務局長及び大阪地方裁判所長は、協議の上、この規程の実施について必要な事項を定めることができる。

(当直区分)

第3条 当直は日直及び宿直とし、日直は、裁判所の休日に関する法律に定める裁判所の休日（以下「休日」という。）に置く。

2 日直は、午前8時30分から午後5時までとし、宿直は、午後5時から翌日の午前8時30分までとする。

(当直員)

第4条 当直員には、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎に勤務する次の各号に掲げる職員をもって充てる。

(1) 次席書記官、大阪簡易裁判所首席書記官、総括主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官及び主任書記官たる裁判所書記官、速記管理官及び速記副管理官たる裁判所速記官並びに事務局次長（大阪高等裁判所事務局次長を除く。）、事務部長、課長、総括企画官、文書企画官、企画官、課長補佐及び専門官たる裁判所事務官

(2) 前号に掲げる者を除く裁判所書記官（首席書記官を除く。）、裁判所速記官及び行政職俸給表（一）の準用を受ける裁判所事務官（事務局長を除く。）

2 大阪高等裁判所事務局長及び大阪地方裁判所長は、前項に掲げる職員以外の職員に、当直を命ずることができる。

(当直割当)

第5条 当直の割当ては、大阪高等裁判所に勤務する職員については大阪高等裁判所事務局長が、大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所に勤務する職員については大阪地方裁判所長が、前条第1項各号の別に、当直員名簿の順序に従って割り当てる。

2 前項の割当ては、平日番及び休日番に区分して行う。

(免除)

第6条 大阪高等裁判所事務局長及び大阪地方裁判所長は、適當と認める者について当直の割当てをしないことができる。

(変更)

第7条 当直を割り当てられた者が、病気その他やむを得ない事由により当直をすることのできないときは、あらかじめその旨を申し出て、当直の順位の変更を求めることができる。

2 大阪高等裁判所事務局長及び大阪地方裁判所長は、当直を割り当てた者の超過勤務状況を考慮し、当直の順位を変更することができる。

3 前2項の場合、当直は次順位の者を充てる。ただし、第1項において、大阪高等裁判所事務局長及び大阪地方裁判所長は、交替する者がある場合その者に当直を命ずることができる。

(責任)

第8条 当直員は、第1条に掲げる目的達成のため、相協力して、誠実に勤務しなければならない。

附 則 (平成5年12月17日)

1 この規程は、平成6年1月1日から施行する。

2 昭和48年12月1日適用の大・地・簡裁判所当直規程は、平成5

年12月31日限り、廃止する。

附 則（平成6年12月16日）

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成7年4月24日）

この規程は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成7年8月29日）

この規程は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成8年4月19日）

この規程は、平成8年5月1日から施行する。

附 則（平成9年12月19日）

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年7月31日）

この規程は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成13年3月19日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月20日）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月18日）

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月16日）

この規程は、平成31年4月1日から適用する。